

調整給付金の対象にならない方

<モデルケース④>

令和6年度分 個人住民税(所得割)

定額減税可能額
(1万円×5人=50,000円)

税額
80,000円

令和6年分推計所得税 (令和5年分所得税額による推計所得税額)

定額減税可能額
(3万円×5人=150,000円)

税額
200,000円

住民税(所得割)及び所得税の両方が定額減税可能額を上回る税額であるため、
調整給付金の対象外となります。